

渋川市監査委員公告第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により監査を実施したので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 3 年 10 月 14 日

渋川市監査委員 中 澤 康 光

渋川市監査委員 茂 木 弘 伸

渋川市職員措置請求監査決定

第1 請求人 住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●
氏名 ●●●●●

第2 請求内容

請求人が提出した渋川市職員措置請求書の請求の要旨について、原文をそのまま掲載した。

また、事実証明書については、添付を省略した。

請求の要旨

令和3年5月21日付 毎日新聞の記事によれば、2006年に渋川市赤城町の市有地に補助金で建てられた建物が市内の親睦団体「ふるさと勢多郡・友の会」にまた貸しされたうえ、市議会の●●●●●議長の妻が経営する建設会社とその建物で本来の目的とは異なる鮮魚販売などを行っていたことが分かったとある（事実証明書①）そこで市に対し情報公開請求して（事実証明書②）調べたところ以下のことが分かった。

1 平成17年度農村女性支援事業補助金を交付された事業実施主体は「赤城農村女性加工販売組合」（以下、組合）であり、すでに解散したとされているがその経緯は明らかにされていない、平成19年1月24日、株式会社アグリハウス（以下、アグリ）設立と同時に、組合の事業運営を継承したとされているが、財産使用者変更報告書の書類は確認できないとされている、仮に「組合」が解散したのであればその時点で補助対象事業は停止されるので市に届け出て承認を得て「補助金返還」等の手続きをして、負債を精算し財産を処分しなければならない。補助事業で建設された「アグリハウスおふくろ亭」（以下、おふくろ亭）が平成18年3月オープンから僅か10か月で無届のまま「組合」から「アグリ」に事業継承した時点から違法状態であるが、市の承認がなければ財産処分はできないので、財産としての「おふくろ亭」の所有者は現在も「組合」である。

2 「アグリ」は「おふくろ亭」の所有者ではないから「ふるさと勢多郡・友の会」（以下、友の会）との建物使用貸借契約の貸主にはなれない、よって当該契約は無効であり、株式会社 望月建設が「おふくろ亭」の建物で魚介類の販売をすることは違法である。

3 市は違法性を認識しながら●●●●●に付度し補助金返還の請求を怠っ

た。

4 「友の会」は事実上の「●●●● 友の会」であり、望月建設は言うまでもない、血税である補助金を2600万円も使った「おふくろ亭」を30年間家賃無しで使うとは私物化も甚だしい。

措置の請求

渋川市長は、「赤城農村女性加工販売組合」の旧組合員に対し、補助金418万2261円の返還を命ぜよ。との勧告を求める。

事実証明書 2021年（令和3年）5月21日付毎日新聞記事
2021年（令和3年）6月22日付毎日新聞記事
総第40号令和3年7月2日付情報一部公開決定通知書
総第40号令和3年7月2日付情報不存在決定通知書
総第41号令和3年7月2日付情報公開決定通知書

第3 請求の受理

本件請求は令和3年8月20日に提起され、監査委員は、同月31日に要件審査を行い、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備していると認められたので受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

旧赤城村において平成17年度に交付を決定した農村女性支援事業補助金（以下「本件補助金」という。）について、本件補助金を受けた赤城農村女性加工販売組合（以下「組合」という。）に対する返還請求を怠っているかを監査対象とした。

なお、本件補助金を平成17年度に交付決定した行為及び支出した行為が違法又は不当であるかについては、住民監査請求ができる期間が過ぎていると認められ、法第242条第2項の規定により監査対象としていない。

また、本件建物に対する土地使用料及び固定資産税についても、市に損害をもたらしているとは認められず、平成6年9月8日最高裁判所判決により住民監査請求の対象とはならないので監査対象としていない。

2 監査対象部局

本件請求に係る事務を所管している次の部局を監査の対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、令和3年9月14日に請求人に陳述の機会を与えたところ、請求人が出席し陳述がなされた。

また、請求人から新たな証拠の提出がなされた。

なお、新たな証拠の添付は省略した。

4 資料の提出及び関係職員からの事情聴取

市長に対し監査対象事項に係る次の資料の提出を求め、関係書類の調査を行うとともに、関係職員に対し事情聴取を行った。

- (1) 本件補助金交付に係る関係簿冊その他関係書類一式（支出負担行為伺書、支出命令書含む）
- (2) 予算書の歳入歳出予算事項別明細書の本件補助金が記載されている部分の写し
- (3) 決算書の歳入歳出決算事項別明細書の本件補助金が記載されている部分の写し
- (4) 本件補助金に係る予算審議等の議事録の写し
- (5) 令和3年5月21日付けの毎日新聞の記事に記載されている記者が入手したとされる資料の写し、資料を提供することを伺った書類及び上記記事に係る取材の報告書等取材に対応した者が分かる書類
- (6) 総第40号及び総第41号で通知し公開した情報の写し

なお、市長から、上記のうち(1)の支出負担行為伺書及び支出命令書については保存年限経過により廃棄、(5)については不存在との回答があり、資料の提出はなかった。

また、関係職員へ事情聴取したところによれば、提出されたもののほかに資料等はないとのことである。

5 現地調査

監査委員は令和3年9月14日に現地を調査した。

第5 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

1 監査委員が確認した事実

- (1) 補助金交付に関する規則等

ア 赤城村補助金等に関する規則（昭和40年12月25日規則第23号）

イ 渋川市補助金等交付規則（平成18年2月20日規則第45号）

ウ 本件補助金に係る補助金交付要綱等の定めは、旧赤城村及び新渋川市を通して定められていない。

（2） 組合、会社及び建物について

職員からの事情を聴取したところでは、現状は次のとおりと認められる。

ア あぐりハウスおふくろ亭の建物については、表示登記、所有権保存登記はされていない。

イ 赤城農村女性加工販売組合については、解散はしていないようだが、活動はしていない。市としては建物の所有者と認識している。

ウ 株式会社あぐりハウスについては、解散をしたが清算手続は行われていない。市としてはあぐりハウスおふくろ亭を運営する組織として認識していた。

（3） 補助金交付申請

ア 文書名 事業補助金交付申請書

イ 申請日 平成17年5月13日

ウ 本文

平成17年度において、農村女性支援事業補助金を次のとおり交付されるよう赤城村補助金等に関する規則第3条第1項及び同条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

補助事業等の目的 及 び 内 容	農村女性参加による、農家レストラン（体験加工、販売、食事等の多目的施設）の建設により、女性活動並びに支援・交流による村の活性化拠点づくりのため。
補 助 事 業 等 に 関 する 経 費	金34,860,000円
同 上 使 用 方 法	農家レストラン建設費（農村女性起業支援）
同 上 財 源 内 訳	(1) 自己資金 2,400,000円 (2) 借入金 5,000,000円 (3) 村補助金 26,145,000円 (4) 寄付金 1,315,000円
交付を受けよう とする補助金額	(1) 補助金等の額 26,145,000円
同 上 算 出 基 礎	事業費の3／4

補助事業の着手	着 手 平成17年6月20日
完了予定年月日	完 了 平成18年1月31日

エ 収受番号 0516113

オ 決裁 村長まで回覧

(4) 議会及び予算

ア 赤城村議会全員協議会

- ・ 平成17年5月31日
- ・ 協議事項 4 農村女性支援事業について

イ 赤城村議会産業建設常任委員会

- ・ 平成17年6月6日
- ・ 協議事項 (1) 農村女性支援事業について

ウ 赤城村議会平成17年第3回定例会

- ・ 平成17年6月9日開会 同月13日閉会
- ・ 議案第31号 平成17年度赤城村一般会計補正予算（第1号）
第6款 農林水産業費 第1項 農業費
第3目 農業振興費 第19節 負担金、補助及び交付金
農村女性支援事業補助金 2600万円（一般財源）
- ・ 多数決可決

(5) 補助金交付決定

ア 文書名 補助金交付決定について（通知）

イ 文書番号 赤収第0516113号

ウ 文書年月日 平成17年8月26日

エ 本文

平成17年5月13日付けをもって申請のあった、農村女性支援事業補助金の件について、次のとおり決定したから、赤城村補助金等に関する規則第6条の規定により通知します。

記

補助事業等の目的 及 び 内 容	農村女性参加による、農家レストラン（体験加工、販売、食事等の多目的施設）の建設により、女性活動並びに支援・交流による村の活性化拠点づくりのため。
補 助 事 業 等 に 関 する 経 費	34,860,000円

補助事業等の 内 定 額	26,000,000円
補 助 率	事業費の3／4以内
補助事業等の 完 了 期 日	平成18年1月31日
交付条件 補助金の交付は、事業完了後実績報告書の事業成果の報告を受けた場合、申請内容と適合すると認めたとき交付額の確定通知により交付する。 ただし、確定通知前についても補助事業等の執行の確保、その他相当の理由が<u>(あ)</u>りかつ内容からして適当と認めたときは、概算払いまたは前金払いをすることができる。	

※ (あ)は推測により追加した。

オ 決裁 村長まで回覧

(6) 補助事業の内容変更

ア 文書名 補助事業等の内容変更届

イ 届出日 平成17年9月5日

ウ 変更事項 名称

- ・ 変更前 (仮称) あぐりん家
- ・ 変更後 赤城農村女性加工販売組合「あぐりハウスおふくろ亭」
- ・ 変更年月日 平成17年9月5日

エ 決裁 村長まで回覧

(7) 入札協力依頼

ア 文書名 あぐりハウスおふくろ亭新築工事の入札に伴う協力について

イ 依頼日 平成17年10月26日

ウ 決裁 村長まで回覧

(8) 入札行為

ア 設計監理業務委託

- ・ 契約者 旧渋川市内設計事務所
- ・ 契約日 平成17年9月17日
- ・ 契約額 73万5000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税3万5000円)

イ 指名通知 平成17年10月28日
 ウ 指名業者数 村内5者 旧渋川市内1者
 エ 現場説明 平成17年10月31日
 オ 入札日時 平成17年11月7日午前10時
 カ 入札場所 JA赤城たちばな本所
 キ 入札業者数 5者
 ク 落札者 村内業者
 ケ 落札額 2612万4000円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税124万4000円)
 コ 契約日 平成17年11月9日
 サ 契約期間 平成17年11月9日から平成18年1月10日まで

(9) 補助金概算払

ア 文書名 補助金概算払(前金払)請求書(写し)
 イ 請求日 平成17年11月____日(記載がなく、原本もないため不明)
 ウ 請求額 750万円

(10) 補助事業等の内容変更

ア 文書名 補助事業等の内容変更承認について
 イ 届出日 平成17年12月22日
 ウ 本文

平成17年8月26日付赤収第0516113号で交付決定のあった、
 農村女性支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、ご承認
 いただきたく赤城村補助金等に関する規則第9条の規定によりお届けしま
 す。

記

1 変更理由

精査の結果、加工設備等については、建築費の中で対応したい。また
 直売所解体工事が1月になってから着工されるため、補助事業完了予定
 日を延期したいため。

2 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
補助事業等に 要する経費	補助対象事業費 34,860,000円	補助対象事業費 34,860,000円
	実施設計事業費 34,860,000円	変更事業費 35,314,650円

	(内訳) 建築費 29,400,000円 加工設備 3,046,785円 食器類一式 2,100,000円 取付費等 313,215円	(内訳) 建築費 33,390,000円 設計監理委託料735,000円 集排・水道加入料 1,189,650円
同上財源内訳	(1) 自己資金 2,545,000円 (2) 借入金 5,000,000円 (3) 村補助金26,000,000円 (4) 寄付金 1,315,000円	(1) 自己資金 9,314,650円 (2) 借入金 0円 (3) 村補助金26,000,000円 (4) 寄付金 0円
補 助 事 業 完了予定期日	平成18年1月10日	平成18年2月15日

エ 決裁 村長まで回覧

(11) 補助金等の内容変更承認

ア 文書名 補助金等の内容変更承認について（通知）

イ 文書年月日 平成17年12月26日

ウ 本文

平成17年12月22日付けをもって届出のあった、農村女性支援事業
内容変更承認申請について次のとおり承認したので通知します。

記

項 目	変 更 前	変 更 後
補助事業等に 要する経費	補助対象事業費 34,860,000円 実施設計事業費 34,860,000円 (内訳) 建築費 29,400,000円 加工設備 3,046,785円 食器類一式 2,100,000円 取付費等 313,215円	補助対象事業費 34,860,000円 変更事業費 35,314,650円 (内訳) 建築費 33,390,000円 設計監理委託料735,000円 集排・水道加入料 1,189,650円
同上財源内訳	(1) 自己資金 2,545,000円 (2) 借入金 5,000,000円 (3) 村補助金26,000,000円 (4) 寄付金 1,315,000円	(1) 自己資金 9,314,650円 (2) 借入金 0円 (3) 村補助金26,000,000円 (4) 寄付金 0円
補 助 事 業	平成18年1月10日	平成18年2月15日

完了予定期日	
平成17年8月26日付赤収第0513113号の交付決定通知の交付条件による。	

エ 決裁 村長まで回覧

(12) 補助金概算払(2回目)

ア 文書名 農家女性支援事業費補助金概算払請求書
 イ 請求日 平成18年2月9日
 ウ 請求額 1850万円

(13) 検査調書

ア 文書名 検査調書
 イ 検査日 平成18年2月10日
 ウ 検査員 産業振興課長
 エ 検査立会人 組合長 組合員1名 産業振興課職員2名
 オ 契約金額 3531万4650円
 カ 工期 平成17年11月9日～平成18年1月31日
 キ 出来高 平成18年1月31日 100%
 ク 検査意見 竣功確認検査を実施したところ、契約相当であった。
 ケ 決裁 村長まで回覧

(14) 概算実績報告書

ア 文書名 農村女性支援事業費補助事業概算実績報告書(手書きにより「概算」が書き加えられている。)
 イ 報告日 平成18年2月17日
 ウ 本文

農村女性支援事業費補助金にかかる補助事業等の実績を赤城村補助金等に関する規則第13条の規定に基づき次のとおり報告します。

事業調書

1 事業結果の概要	農村女性参加による、農家レストラン(体験加工、販売、食事等の多目的施設)の建設により、女性活動並びに支援・交流による村の活性化拠点づくりを行った。
2 事業実施場所	赤城村大字北上野地内
3 事業着手年月日	平成17年8月26日

4 事業完了年月日	平成18年2月15日予定
-----------	--------------

※ 事業完了年月日に手書きにより「予定」が書き加えられている。

エ 決裁 村長まで回覧

(15) 実績報告

ア 補助事業等完了実績報告書

イ 報告日 平成18年3月10日

ウ 本文

平成17年8月26日赤収第0516113号をもって交付決定を受けた補助事業等が完了したので、渋川市補助金等交付規則第11条の規定により次のとおり報告します。

1 事業等の名称	農村女性支援事業費 (あぐりハウスおふくろ亭新築工事費等)
2 総事業費	35,314,650円
3 補助金等の額	交付決定額 26,000,000円
	精算額 26,000,000円
4 事業概要	農村女性参加による、農家レストラン（体験加工、販売、食事等の多目的施設）の建設により、女性活動並びに支援・交流による村の活性化拠点づくりを行った。
5 着手年月日	平成17年8月26日
6 完了年月日	平成18年2月22日
7 添付書類	(1) 収支決算書 (2) 契約書写し
8 備考	

エ 決裁 支所長まで回覧

(16) 補助金等確定

ア 文書名 補助金等確定通知書

イ 文書番号 渋川市赤経3号

ウ 本文

平成18年3月10日農村女性支援事業費（あぐりハウスおふくろ亭新築工事費）補助金等完了実績報告のあった補助金等については、渋川市補助金等交付規則第12条の規定より、次のとおり確定したので通知する。

平成18年3月15日

渋川市長 職務執行者 永井良一

確定補助金等の額	26,000,000円
交付決定補助金等の額	26,000,000円
交付済補助金等の額	26,000,000円
返還金額	0円

エ 決裁 支所長まで回覧

(17) 平成28年度の文書について

「あぐりハウスおふくろ亭について」とある文書については、関係職員に聞き取ったところによると、平成28年度の事務担当者が平成29年度の事務担当者への引継文書として作成したものであった。作成に当たっては、上司の確認を受けておらず、職員も臆測で作成したとしており、内容については精査がされていないもので、当時の課長の意見としても事実とはかけ離れたものであるとのことである。平成29年度の事務担当者から順次引き継がれ、令和2年度に経過をまとめた文書に資料として添付され、令和3年度に議会に示され、また、情報公開に至ったものである。

当時の課長の話では、議員からの問合せは担当課はどこかだけであり、特に相談されたことも本件補助金の返還を逃れようとする対応をとったこともなく、直接団体と協議を行っていたとのことである。また、専決規則により部長専決として処理し、当時の副市長には報告を行い、その際、「法的に問題がある。」とは言われておらず、「許可案件ではない。」と言われたとのことである。

そして、本件補助金の返還に関する資料についても、農林水産省の規定や固定資産税課税標準額を基にしたことについては、事務を進めるに当たり参考に団体へ提示したものとのことである。

2 監査委員の判断

請求人は、本件補助金交付後の組合からの事業継承の報告や財産処分の手続に違反があると市が認識しているにもかかわらず組合に対し本件補助金の返還を怠っているものと主張する。

そこで、そもそも市が組合に対して、本件補助金の返還を求めることができる場合に当たらなければ、返還義務が生じておらず、市に損害が発生しているとは言えないのであるから、以下本件補助金の返還を求めることができるかについて検討する。

本件補助金は、上記第5の1(3)から(16)までの文書により、平成17年度に旧赤城村において本件補助金に係る交付決定から概算払までが行わ

れ、実績報告のみ新渋川市において事務が執行されている。

上記第5の1(4)の資料によれば、本件補助金は赤城村一般会計予算で一般財源で措置されていることが分かる。

よって、国の法律である補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「補助金適正化法」という。)は適用されない。

また、補助金適正化法の規定を準用するような条件についても、上記第5の1(5)及び(11)のとおり記載はなく、提出された資料によれば、一連の事務手続の中でも明示されてはいない。

したがって、農林水産省の規定による補助金の返還を求めることはできないものと判断する。

そうすると、本件補助金に関しては、赤城村補助金等に関する規則及び渋川市補助金等交付規則に基づき事務執行されたものと判断する。

赤城村補助金等に関する規則では、補助金等の返還について第19条で定められ、第17条及び第18条の規定により補助金等の交付決定が取り消された場合に返還しなければならないとしている。

渋川市補助金等交付規則でも、補助金等の返還について第14条で定められ、補助金等の交付決定が取り消された場合に返還しなければならないとしている。

どちらも補助金の返還に当たる場合は、補助金等の交付の決定が取り消された場合とし、補助金等の交付の決定の取消しに該当する場合を列挙している。

また、赤城村補助金に関する規則では第21条で財産処分の制限を定めている。渋川市補助金等交付規則には財産処分の制限に関する規定はない。

まず、請求人は「仮に「組合」が解散したのであればその時点で補助対象事業が停止され」と主張している。

本件補助金の交付決定に係る事務は赤城村補助金等に関する規則に基づいて執行され、その規則内で「「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。」とあり、上記第5の1で示した資料を検討すると、本件補助金の補助事業等とは農家レストランの建設と認められ、それに要する経費は建築費等であり、変更交付申請後の経費は3486万円、補助金額は2600万円、補助率は4分の3である。

よって、上記5の1(13)から(16)までの資料により補助事業等は既に完了しているものと判断する。

次に、請求人は「市に届け出て承認を得て「補助金返還」等の手続きをして、負債を精算し財産を処分しなければならない。」と主張する。

赤城村補助金等に関する規則第5条で、「村長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令、条例及び規則並びに予算で定める補助金等の交付の

目的を達成するため必要があると認めるときは、第3章及び第21条の規定による必要な事項その他の条件（以下単に「条件」という。）を附するものとする。」とし、同規則第21条で、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した条件で定める財産を、条件で定める期間内に村長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」としている。

しかし、「条件で定める期間」の条件については、上記第5の1の各資料によれば、財産処分を行うに当たって、期間に関する条件は付されていない。

よって、組合は市に対し承認を受ける必要はないものと判断する。

したがって、市は組合に対し、補助金等の交付決定の取消しに該当する場合がなく、補助金等の返還を求める場合には当たらないと判断する。

3 結論

以上によれば、本件請求については理由がないからこれを棄却する。

第6 意見

今回の本件請求に当たっては、棄却という判断をしたが、旧赤城村で750万円、新渋川市で1850万円の合計で2600万円の公金が支出されている。

当時、赤城村として農村女性の活躍の場の造成という公益上補助の必要がある事業と判断し、補助金の交付を決定したことについては、住民監査請求期間を経過したことによりその是非については判断しないが、現状、補助金で建設された建物は利用されていない。

そして、平成28年度の事務対応について、文書事務の在り方も含め全てが適切であったとも言い切れず、結局のところ根本的な解決に至っていない。

については、建物の敷地は市有地であり、補助金の有効活用という視点からも、市として組合と協議され根本的な解決を望むものである。

また、内容が精査されず、上司の確認もない文書が引き継がれ、そして、その文書が外部に提供され、その経過の分かる書類が存在しないことは、渋川市公文書等の管理に関する条例等に照らし、適正ではない。

文書に関する事務の執行に当たっては、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるよう望むものである。

○赤城村補助金等に関する規則（昭和40年12月25日規則第23号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 補助金等の交付の申請及び決定等については、法令又は条例若しくは他の規則に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、村が村以外の者（国、県、他の市町村及びこれらの機関並びにこれらの連合組織及び連絡協議組織を除く。）に対して交付する次の各号に掲げるものをいう。

- （1） 補助金
- （2） 負担金
- （3） 交付金
- （4） 利子補給金
- （5） その他相当の反対給付を受けない給付金

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

（交付の申請）

第3条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を村長又はその委任を受けた者（以下単に「村長」という。）に提出しなければならない。

- （1） 申請者の氏名又は名称及び住所
- （2） 補助事業等の目的及び内容
- （3） 補助事業等に要する経費の額、その使用方法及び財源
- （4） 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- （5） 補助事業等の着手及び完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- （6） その他村長が特に必要と認めた計画

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- （1） 申請者の営む主な事業
- （2） 申請者の資産及び負債に関する計画
- （3） 補助事業に要する経費の財源のうち補助金等以外の部分の負担者、負担額及び負担方法

(4) 補助事業等の効果

(5) 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項

3 第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項又は同項の規定による添付書類は、村長が別に定めた場合はその定めたところによるものとし、又は村長が特に認めた場合は、一部を省略することができる。

(交付の決定)

第4条 村長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて実地について調査等を行い、当該補助金等を交付すべきものと認めたときは、交付の決定（契約の承諾を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を行う場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、当該申請に係る事項について修正を加えて交付の決定をすることがある。

(交付の条件)

第5条 村長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令、条例及び規則並びに予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第3章及び第21条の規定による必要な事項その他の条件（以下単に「条件」という。）を附するものとする。

(交付の決定の通知)

第6条 村長は、補助金等の交付の決定をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(1) 補助事業者等の氏名又は名称及び住所

(2) 補助事業等の名称、目的及び内容

(3) 補助事業等に要する経費の額

(4) 補助金等の額

(5) 補助率

(6) 補助事業等の完了期日

(7) 条件

(8) その他必要な事項

2 前項の記載事項は、その一部を省略することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、特に定める場合のほか、交付の決定の通知のあった日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、文書をもってしなければならない。

第3章 補助事業者等の義務

(補助事業等の遂行)

第8条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、補助金等を他の用途へ使用するようなことをしてはならない。

(補助事業等の内容の変更)

第9条 補助事業者等は、補助事業等の内容の変更（やむを得ない理由による場合であって、かつ、補助金等の交付の目的を妨げない場合に限る。）をしようとするときは、その理由及び内容を記載した文書によって、あらかじめ村長に報告し、その承認を得なければならない。ただし、村長が条件として附さない場合又は条件において認める軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業等の中止又は廃止)

第10条 補助事業者等は、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、その理由を記載した文書によって、あらかじめ村長に報告し、その承認を得なければならない。

(補助事業等の遂行困難等)

第11条 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しないこととなったとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、その理由及び補助事業等の遂行の状況を記載した文書によって、速やかに村長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者等は、条件に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況について村長に報告しなければならない。ただし、村長が条件として附さない場合においては、この限りでない。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から1箇月以内に補助事業等の成果を記載した補助事業等の実績報告書に収支決算書を添えて、村長に報告しなければならない。村の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の報告期日は、条件で別に指定することがある。

第4章 補助金等の額の確定、交付及び是正のための措置等

(補助金等の額の確定等)

第14条 村長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合、その成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金等の額の確定をしたときは、その旨を記載した文書により当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第15条 村長は、補助金等の額の確定をした場合においては、特別の定めがある場合を除き、速やかに当該補助金等の額を当該補助事業者等に交付するものとする。

2 村長は、補助金等の額の確定前においても、補助事業等の執行の確保その他相当の理由があり、かつ、当該補助事業等の内容及び目的からして適当と認められるときは、当該補助事業者等に対し、概算払又は前金払をすることがある。

(是正のための措置)

第16条 村長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合、その成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることがある。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等にこれを準用する。

第5章 補助金等の交付の決定の取消し及び返還等

(事情変更による交付の決定の取消し等)

第17条 村長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 村長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより補助事業者等に損害を与えたときは、当該補助事業者等の申請に基づき、その損害額に対し補助金等を交付するものとする。

3 前項の規定により交付する損害額に対する補助金等の額は、特に定める場合のほか、取り消されなかったときにおける当該補助事業等に要する経費に対する当該補助金等の割合を当該損害額に乗じて得た額とする。ただし、取り消された補助金等に相当する額の100分の30を超えることとなる場合においては、当該超えることとなる部分については、この限りでない。

4 第6条の規定は、第1項の処分をした場合にこれを準用する。

(交付の決定の取消し)

第18条 村長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 不正な手段によって補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業等を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが困難であると認めたとき。

(4) その他補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく村長の処分に違反したとき。

2 村長は、補助金等が国又は県その他公共団体（以下「国等」という。）の補助金等をその財源の全部又は一部とするものにあつては、当該国等の補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されたときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前2項の規定は、第14条の規定による補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第6条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合にこれを準用する。

（補助金等の返還）

第19条 補助事業者等は、前2条の規定により補助金等の交付の決定が取り消された場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等の交付を受けているときは、村長の定める期限内に返還しなければならない。

2 補助事業者等は、第14条の規定により補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた場合において、すでにその額を超えて概算払又は前金払により補助金等の交付を受けているときは、当該超えている部分に相当する額を、村長の定める期限内に返還しなければならない。

（他の補助金等の一時停止）

第20条 村長は、補助事業者等が前条の規定による返還金の全部又は一部をその定める期限内に納付しないときは、その者に対して交付すべき他の補助金等を当該納付しない額を限度として交付しないことがある。

第6章 雑則

（財産処分の制限）

第21条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した条件で定める財産を、条件で定める期間内に村長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（調査等）

第22条 補助事業者等は、補助事業等に関係ある帳簿及び書類を整理し備え付けておかなければならない。

2 村長は、必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員をして帳簿及び書類若しくは実地について調査をさせることがある。

○渋川市補助金等交付規則（平成18年2月20日規則第45号）

（趣旨）

第1条 この規則は、市費による補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等交付の適正な管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者（他の地方公共団体及びこれらの機関並びにこれらに類似するものを除く。）に対して交付するもので、次に掲げるものをいう。

- （1） 補助金
- （2） 負担金
- （3） 交付金
- （4） 利子補給金

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

（補助金等の交付の原則）

第3条 補助金等は、補助事業等が真に市民福祉の増進のために必要な事務又は事業であつて、補助事業等が補助金等の交付に相当であると認められるものに限り交付するものとする。

2 前項の補助金等の額は、別に法令又は条例等で定められているものを除き、毎年度予算の定めるところによる。

（補助事業等の概目）

第4条 補助金等を交付することができる補助事業等は、次に掲げるものとする。

- （1） 市行政の一環としての市民福祉の増進のための事務又は事業
- （2） 産業、経済、教育、学術、文化、社会福祉又は交通運輸等の振興及び市民生活の向上に有益で、その増進に寄与する事務又は事業
- （3） 博覧会、共進会、展覧会及びこれらに類するもの又は講習会、講演会及び各種レクリエーション等で市民生活に有益な事業
- （4） その他市行政運営上市長において必要と認める事務又は事業

（補助金等の交付の申請）

第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 計画説明書
- （2） 収支予算書
- （3） 補助金を必要とする理由書

(4) その他市長が必要と認めた書類

(補助金等の交付の決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金等の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金等の一部又は全部を補助の目的に反して使用したときは、当該補助金等の一部又は全部の返還を命ずること。

(2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員から監査の要求があったときは、その要求に応ずること。

(3) 補助事業を中止したときは、当該補助事業に係る補助金等の返還を命ずること。

(4) その他市長において必要と認める事項

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに補助金等交付決定通知書(様式第2号)により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助事業者等は、補助事業等の執行に当たっては、補助金等の交付の目的、法令又は条例及びこの規則の規定並びに市長の定める条件及び指示事項に従って、誠実にこれを行わなければならない。

(補助事業等の執行についての市長の承認)

第10条 補助事業者等は、当該補助事業を執行するに当たって、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に報告し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするとき。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。

2 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、その日から1箇月以内

に補助事業等完了実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （１） 収支決算書
- （２） その他市長が必要と認めた書類
（補助金等の額の確定及び交付）

第12条 市長は、前条の補助事業等完了実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び現地調査等により、その成果が当該補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、補助金等確定通知書（様式第4号）により交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助金等を交付するものとする。

2 補助金等の額の確定前においても、相当の理由があるときは、補助事業者等に対し補助金等の一部又は全部を前金払又は概算払することができる。

3 補助事業者等は、補助金等の交付を請求しようとするときは、補助金等の交付請求書に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （１） 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し
- （２） その他市長が必要と認める書類
（交付の決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者等が補助事業等の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （１） 予定された補助事業等を実施しないとき。
- （２） 補助事業等の施行方法が適当でないとき。
- （３） 不正な手段によって補助金等の交付を受けたとき。
- （４） 補助金等を他の用途に使用したとき。
- （５） 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例及びこの規則に違反したとき。
- （６） 補助事業等を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは困難であると市長が認めたとき。

（補助金等の返還）

第14条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等の交付を受けているときは、当該取消しに係る補助金等を市長の定める期限内に返還しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の額の確定の通知があった場合において、既にその額を超える補助金等の交付を受けているときは、確定額を超える部分に相当する額を市長の定める期限内に返還しなければならない。

（調査等）

第15条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して必要な書類の提出を命じ、又は職員をして調査をさせることができる。

2 前項の場合においては、補助事業者等は、これに協力しなければならない。
(理由の提示)

第16条 市長は、補助金等の交付決定の取消し、補助事業等の遂行又は補助事業等の是正のための措置を命令するときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。
(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の渋川市補助金等交付規則（昭和46年渋川市規則第19号）、伊香保町補助金等に関する規則（平成10年伊香保町規則第13号）、小野上村補助金等交付規則（昭和61年小野上村規則第1号）、群馬郡小野上村村費補助取扱規程（大正7年小野上村規程第1号）、子持村補助金等交付規則（昭和54年子持村規則第7号）、赤城村補助金等に関する規則（昭和40年赤城村規則第23号）又は北橋村補助金等に関する規則（昭和44年北橋村規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。